

## 〔改定〕勝山市緑の基本計画（案）にかかるパブリック・コメント募集要領

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条第1項の規定に基づき定められた「緑地の保全及び緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める緑に関する総合的な計画です。

勝山市では、平成9年3月に当初計画を策定しました。そこから、新たに生じた課題や社会情勢の変化などに対応するため緑の基本計画の改定作業を行なっております。

改定にあたり、市民のみなさんのご意見をより反映させた計画づくりを行い、市政運営における公正性の確保と透明性の向上を図るため、本計画の案を公表し、これに対する意見（パブリック・コメント）を募集します。

### 1 パブリック・コメントの手法

勝山市パブリック・コメント手続要綱（平成22年勝山市告示第61号）に基づき実施します。

### 2 パブリック・コメントの概要

#### （1）意見の募集期間

令和7年12月25日（木）正午～令和8年1月26日（月）正午まで

#### （2）意見を提出できる方

- ア 本市の区域内に住所を有する方
- イ 本市の区域内に事務所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 本市の区域内の事務所に勤務する方
- エ 本市の区域内の学校に在学する方
- オ 本市に対して納税義務を有する個人及び法人その他の団体
- カ 当該計画に係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

#### （3）意見提出方法

別紙の意見記入票又は任意の様式に次の事項を記載のうえ、提出先へ郵送、ファクシミリ、電子メール又は直接提出のいずれかにより提出してください。

なお、意見を記録に残すという観点から、書面に残らない電話や口頭による意見の受付は行いません。

- ア タイトル 「〔改定〕勝山市緑の基本計画（案）についての意見」
- イ 住所又は所在地（必須）
- ウ 氏名又は名称（必須）
- エ 年齢
- オ 連絡先（電話番号等）（必須）
- カ 意見、提言等（必須）

※ 必須項目の記入が欠けている場合は、パブリック・コメントとして取り扱いができない  
ませんのでご注意下さい。

#### (4) 閲覧場所

- ア 勝山市役所 建設課（市役所1階）
- イ 福祉健康センター「すこやか」
- ウ 市立図書館
- エ 各まちづくり会館、コミュニティセンター
- オ 市公式ホームページ（PDF形式で掲載）

#### (5) 意見に関する考え方の公表

提出いただいた意見については、市の考え方を付して市の公式ホームページにおいて公表します。（個別宛ての回答は行いません）

また、提出いただいた意見の原稿は返却しません。

なお、提出いただいた意見については、個人情報の保護に関する法律施行条例の規定により、適正に管理を行います。

#### (6) 提出先及び担当問合せ先

〒911-8501

勝山市元町1丁目1番1号

勝山市建設課都市施設整備係 宛

TEL 0779-88-8107

FAX 0779-88-8118

E-mail kensetu@city.katsuyama.lg.jp

#### (7) 資料

[改定] 勝山市緑の基本計画（案）